

(法人役員用)

誓 約 書

私は、和歌山県金属くず業条例第4条に掲げる

- 1 第5条の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 2 第18条第2項又は第3項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 3 古物営業法第24条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から6月を経過しない者
- 4 刑法（明治40年法律第45号）第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して懲役以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印